

## 仕 様 書

### 1 品 名

プロパンガス（本校舎及び双葉寮）

### 2 規 格

い号液化石油ガス

### 3 予定数量（年間）

ア 本校舎（バルク貯槽） 1, 500 m<sup>3</sup>

イ 同上（選択教室棟） 1. 0 m<sup>3</sup>

ウ 双葉寮 1, 900 m<sup>3</sup>

なお、この予定数量は、使用量の上限又は最低数量として保証するものではない。

### 4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 納入場所

納入場所は次のとおりとする。なお、詳細については、別添「納入場所」参照。

（1）鳥取県立日野高等学校本校舎（日野郡日野町根雨310）

ア バルク貯槽1基980kg地上型

イ 選択教室棟

（2）鳥取県立日野高等学校双葉寮（日野郡日野町根雨348）

### 6 損害

業務の遂行に伴って発生した損害（第三者に与えた損害を含む）に係る経費は、受注者の負担とする。ただしその損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りではない。

### 7 秘密の保持

受注者および従事者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

### 8 料金の支払

原則として、月の初日から末日分をまとめ、翌月請求するものとする。その際、請求金額は、基本料金と1m<sup>3</sup>当たりの単価に使用量を乗じて得た金額の合計金額に、100分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加えた額とする。

発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

### 9 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

### 10 その他

（1）メーター取付け及びこれに伴う費用を負担すること。（ア メーター1基、イ メーター1基）

（2）緊急時にかける保安機関が、緊急事態を連絡してから1時間以内に現場に到達できることが確保されていること。また、保安機関の事業者名、連絡先を明示し、保安体制を報告すること。

（3）「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」等関係法令を遵守すること。

（4）必要に応じて現場を確認することができる。希望があれば、事前に担当者に連絡すること。